

2025年度明石市一般廃棄物処理実施計画

『明石市一般廃棄物処理基本計画(みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン)』に基づき、『環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし』を基本理念とした本計画を定め、実現に向けさまざまな施策を推進する。なお、本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき策定する。

本年度については、家庭ごみの排出方法における単純指定ごみ袋の導入に向けた取組等により、ごみの発生抑制・分別を図り、減量化・再資源化を推進する。また、ごみの適正処理の観点から、中間処理施設、最終処分場に搬入されるごみについて展開検査を実施するなど、中間処理施設並びに最終処分場の安定的利用と延命化を図るための手段を講じる。

し尿及び生活排水については、適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

1 基本的事項

- (1) 計画区域 明石市全域
- (2) 計画期間 2025年4月1日から2026年3月31日まで
- (3) 計画人口 304,193 人

2 ごみ処理編

(1) 基本方針及び基本施策

基本方針	基本施策	推進項目
ごみの発生抑制・再生利用を最優先、次に再生使用・再資源化を推進	家庭から出るごみを減らす	2R型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
		生ごみの減量化と食品ロスの削減
		プラスチックごみの減量
		家庭系指定袋制の導入及び分別区分の検討
		家庭系ごみの有料化導入検討及び処理手数料の適正化
	事業所などから出るごみを減らす	事業系指定袋制の導入の検討
		事業系一般廃棄物減量計画書等の提出と指導
		事業系ごみ処理マニュアルの作成
		事業系ごみ処理手数料の適正化
	ごみの再生使用・再生利用への誘導	再使用・再生利用の推進
		集団回収の拡充と活動団体の育成
		資源化の推進
		公共施設での取り組み

パートナリ 取組 強化	情報の共有化	ごみ処理実績等の積極的公開
		実施施策の周知やわかりやすい啓発の工夫
		市民・事業者の取組事例の取得や情報提供
	参画と協働の ネットワークづくり	ごみ減量推進員等の活動支援
		環境学習の推進
		一般廃棄物収集運搬許可業者との連携
		市内事業者との連携
		協働のための仕組みづくり
ごみの安全・安心な適正処理	環境負荷を低減した 適正処理の推進	分別排出の徹底と啓発の強化
		不法投棄対策の強化
		ごみ収集運搬車両の低公害車の導入
		蛍光管等の有害物質を含むごみの回収
		搬入物検査や指導
		災害廃棄物への対応
	経営感覚にもとづく 施策の推進	ごみ処理経費の抑制
		ごみ処理事業における行政サービスの向上
		広域的連携の強化
	今ある施設を 最大限活用	ごみ処理施設の適正な管理と施設整備
		最終処分場の安定的利用と延命化

(2) 収集・運搬計画

(単位:t/年)

収 集 区 分		収 集 方 法		収集回数	計画収集量	収集主体
家庭系ごみ	燃 や せ る ご み	ステーション方式		週2回	48,522	直 営 ・ 委 託
	燃 や せ ないごみ	ステーション方式		月2回	2,333	
	空き缶・空きびん・ ペ ッ ト ボ ト ル	ステーション方式		月2～3回	2,700	
	紙 類 ・ 布 類	ステーション方式		月1回	1,800	委 託
	紙 類 (Taco 箱)	無 人 拠 点 回 収			30	
	粗 大 ご み	戸別収集	随 時 (日曜日を除く)	720	直 営	
	廃 食 用 油	有人拠点回収	月1回	40		
		無 人 拠 点 回 収				
	小 型 家 電	有人拠点回収	月1回	40		
		無 人 拠 点 回 収				
		ピックアップ回収				
	ハブラシリサイクル	無 人 拠 点 回 収				0.2
	退蔵水銀使用廃製品	無 人 拠 点 回 収				—
	要援護者ごみ戸別収集	戸別収集	週1～2回	他に含む		
	屋 外 一 斉 清 掃	燃 や せ る ご み			270	委 託
		燃 や せ ないごみ			290	
	直 接 搬 入 (一時多量ごみ)	燃 や せ る ご み			89	排出者 許可業者
燃 や せ ないごみ			1,180			
小 計					58,014	
店 頭 回 収			店舗等により 異なる	1,394	指定店	
事業系ごみ	燃 や せ る ご み	随 時 (日曜日を除く) 許可業者または 事業者自らが直接搬入する			28,352	排出者 許可業者
	燃 や せ ないごみ				1,173	
	機 密 書 類	有人拠点回収	月 1 回	70	委 託	
	小 計					29,595

合 計	89,003
-----	--------

※¹ 事業系ごみにおける従業員等の個人消費に伴って生じた空き缶・空きびん・ペットボトル(リサイクル可能なものに限る)及び弁当がら等の容器包装プラスチックについては、一般廃棄物として取り扱い、明石クリーンセンターで受け入れる。

※² 小数点以下は、切捨てとする。

(単位:t/年)

収 集 区 分	収 集 方 法	収集回数	計画収集量	収集主体
小 動 物 の 死 体	随 時		6	委 託

ア 一般廃棄物の排出に関する所定の場所

「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第5条第1項に規定する一般廃棄物の排出に関する所定の場所とは、市民又は自治会等からの申し出等により市が認めた場所とする。

イ 家庭系ごみ収集運搬区域(ステーション方式)

(ア) 燃やせるごみ、燃やせないごみ、空き缶・空きびん・ペットボトル

東 部 収 集 区 域	A 区 域	松が丘1～4丁目、松が丘5丁目(一部)、朝霧南町1丁目、朝霧南町2丁目(一部)、大蔵谷奥(一部)荷山町、太寺1～4丁目、太寺大野町、太寺天王町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵八幡町、大蔵天神町、上ノ丸1～3丁目、山下町、天文町1～2丁目、人丸町、東人丸町(一部)、東仲ノ町、桜町、大明石町1～2丁目(JR以南)、樽屋町、材木町、港町、日富美町、岬町、大観町、相生町1～2丁目、鍛冶屋町、中崎1～2丁目、本町1～2丁目
	B 区 域	松が丘5丁目(一部)、朝霧南町2丁目(一部)、朝霧南町3～4丁目、朝霧東町1～3丁目、大蔵谷奥(一部)、松が丘北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧北町、東山町、朝霧町1～3丁目、北朝霧丘1～2丁目、東朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、東野町、東人丸町(一部)、鷹匠町、茶園場町、大明石町1～2丁目(JR以北)、船上町(一部)、和坂1～3丁目、西明石町1～5丁目、新明町、林崎町1～3丁目、南貴崎町、林1～3丁目、松江(一部)、和坂(アメニティコート)、旭が丘、西明石東町、野々上1～2丁目、野々上3丁目(一部)
	C 区 域	大道町1～2丁目、和坂、松の内1～2丁目、花園町、鳥羽、沢野1～3丁目、沢野南町1～3丁目、明南町1～3丁目、小久保1～6丁目、小久保、西明石北町1～3丁目、北王子町、王子1～2丁目、西新町1～3丁目、硯町1～3丁目、田町1～2丁目、船上町(一部)、立石1～2丁目、和坂稻荷町、宮の上、南王子町、野々上3丁目(一部)、藤江(一部)、大久保町森田(一部)、大久保町松陰(一部)、大久保町大久保町(一部)
西 部 収 集 区 域	東部収集区域を除く、市の指定するコース	

(イ) 紙類・布類

明石川東地域	毎月1回目の土曜日
明石川西地域	毎月2回目の土曜日
大久保地域	毎月3回目の土曜日
魚住・二見地域	毎月4回目の土曜日

(3) 排出計画

収 集 区 分	排 出 方 法
燃 や せ る ご み	・燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみに分け、中の見える無色またはブルー系で45リットルのポリ袋に入れること。 ・住んでいる地域によって決められた収集日の午前8時までに、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみのステーション(ごみ置場)に出すこと。 ※ただし、燃やせるごみ用のごみ集積施設として、ドラム式ごみ貯留施設を使用している場合は、この限りではない。
燃 や せ ない ご み	
空き缶・空きびん・ペットボトル	
紙 類 ・ 布 類	・新聞紙(折り込みチラシ含む)、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パックについては品目ごとにひもで縛ること。 ・布類については、きれいですぐ使用できるものをポリ袋に入れること。 ・住んでいる地域によって決められた収集日の午前8時までに、燃やせないごみ、資源ごみ(水曜日)を出しているステーション(ごみ置場)に分けて出すこと。
紙 類 (Taco 箱)	・新聞紙(折り込みチラシ含む)、雑誌・雑がみ、段ボールは品目ごとにひもで縛って、それぞれの回収ボックスへ、決められた利用時間内に持参し、排出することも可能。
廃 食 用 油	・天ぷら油(植物性廃食用油)は、市が設置している回収ボックス又は、拠点回収場所ごとに決められた日時に持参すること。 ※油はよく冷まし、ペットボトル等に入れて排出すること。 ・明石クリーンセンターへ直接搬入することも可能。 ・燃やせるごみとして排出する場合は、廃油処理剤で固めるか、紙や布に染み込ませて出すこと。
小 型 家 電	・市が指定する小型家電は、市が設置している回収ボックス又は、拠点回収場所ごとに決められた日時に持参すること。 ・明石クリーンセンターへ直接搬入することも可能。
ハブラシリサイクル	・家庭で使用したプラスチック製ハブラシは、市が設置している回収ボックスに持参し、排出することも可能。 ・業務用の使い捨てハブラシや歯間ブラシ等は対象外とする。
退蔵水銀使用廃製品	・市が指定する水銀使用廃製品は、市が設置している回収ボックスに持参すること。 ・明石クリーンセンターへ直接搬入することも可能。

要援護者ごみ戸別収集	・ごみを自らステーションに排出することが困難な方が対象。「要援護者ごみ戸別収集実施要綱」に基づき申請し、対象者となった方については、市が戸別にごみの収集を行う。
粗 大 ご み	・重さが5kg以上又は、45リットルのポリ袋に入らないものが該当。 ※但し、家電リサイクル法対象機器を除く。 ・粗大ごみ受付センターへ事前に申し込み、収集日の午前8時までに、粗大ごみ処理券を貼って出すこと。 ※戸別有料収集 (粗大ごみ受付センター) 電話受付:午前9時～午後7時(月曜日～金曜日)※年末年始除く インターネット受付:24時間365日受付※メンテナンス時間除く (粗大ごみ処理券) あかし総合窓口、市民センター、サービスコーナーほか、粗大ごみ処理券取扱店にて販売する。
店 頭 回 収 等 (スリム・リサイクル宣言店制度)	・「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」が設置している回収ボックスに、資源物(空き缶、ペットボトル、紙パック、トレイなど)を分けて出すこと。 ・事業者が独自に行う回収方法により出すこと。
機 密 書 類	・事業所から排出される機密書類を段ボール箱等に入れ、クラフトテープで梱包するなどして飛散しないようにすること。 ・事業者自らが明石クリーンセンターへ直接搬入すること。

【排出してはならないごみ】

明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条第1項第9号に基づく排出してはならないごみを、下記のとおり例示する。 ・引越し、庭木の剪定等により一時的に多量に排出され、収集を困難にするもの ・消火器 ・ピアノ ・農機具、漁具 ・モバイルバッテリー(リチウムイオン電池) ・バイク、スクーター ・自動車等のタイヤ、バッテリー ・ホイール、バンパー、シート(自動車用に限る) ・一定規模以上のダンベル(金属製のもの)
--

(4) 中間処理計画

明石市から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ及び粗大ごみについて、明石クリーンセンターにて法令等を遵守し、適正かつ効率的なごみ処理を行う。

焼却施設及び破碎選別施設において、保全工事による機能回復を適正に行うことで新ごみ処理施設供用開始までの間、安定的なごみ処理を実施する。これにより、市民の健康と安全を守るため、生活環境の改善と公衆衛生の向上に努める。

ア 一般廃棄物の受入基準

明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条の2第3項により市長が定める受入基準等については下記のとおりとする。

- ・ 明石市内で発生したごみであること

- ・ 搬入は、ごみ排出者本人または一般廃棄物収集運搬許可業者に限ること
- ・ 燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、埋め立てごみの4つに分別をすること
- ・ 搬入に用いる車両は、明石クリーンセンターに支障を与えない範囲のものであること
- ・ その他、明石クリーンセンターの能力では処理が困難と認められるもの等については、必要な指示を行う

イ 燃やせるごみの処理

焼却施設により焼却処分する。

施 設 の 概 要	
施 設 名	明石クリーンセンター焼却施設
所 在 地	明石市大久保町松陰1131
型 式	全連続燃焼式焼却炉
焼 却 能 力	480t／24h(160t×3系列)

ウ 燃やせないごみ、資源ごみの処理

破碎選別施設により破碎し、可燃物、不燃物、粗大ごみ、資源化物に選別する。

施 設 の 概 要	
施 設 名	明石クリーンセンター破碎選別施設
所 在 地	明石市大久保町松陰1131
型 式	横型2軸せん断式破碎及び衝撃せん断併用回転式破碎
処 理 能 力	破 碎 系 統 60t／5h
	資 源 化 系 統 32t／5h

エ 小動物の死体の処理

委託により焼却処分とする。

オ 計画搬入量

(単位:t/年)

処 理 区 分		計 画 搬 入 量
燃やせるごみ		79,483
燃やせないごみ	破 碎	4,120
	粗 大	722
	資 源	2,699
	埋 立	901
合 計		87,925

※1 上記の搬入量は、明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等で定める産業廃棄物を含む。

※2 一斉清掃は、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ【破碎】【埋立】」に含まれる。

※3 資源ごみは、缶・びん・ペットボトルの3種類の混合収集を行っている。

カ 計画処理量 ※ごみピット内、前年度残含む

(単位:t/年)

処 理 区 分		計 画 処 理 量
焼 却		86,648 (破碎可燃物、下水道汚泥他含む)
破碎選別	破 碎	4,842
	資 源	2,699
埋 立		948 (破碎不燃物含む)
合 計		95,137

キ 残渣の量及び処理方法

(ア) 焼却施設

(単位:t/年)

焼却処理量	焼却減容量	焼却残渣量 (うち資源化量)
86,648	74,507	12,141 (225)

ク 再資源化量

(単位:t/年)

処 理 区 分		計画再資源化量
焼却施設	焼 却 鉄	225
	焼 却 灰 (セメント原料化)	410
破碎選別施設	ア ル ミ 缶	183
	ス チ ール 缶	112
	そ の 他 鉄 類	841
	無 色 び ん	40
	茶 色 び ん	43
	ガラスカレット	538
	ペットボトル	239
合 計		2,631

(5) 最終処分計画

ア 明石クリーンセンター内

不燃物の一部及び中間処理施設から出る残渣を下記の処理場で埋立処分する。

施 設 の 概 要	
施 設 名	明石市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	明石市大久保町松陰1131(明石クリーンセンター敷地内)
全 体 容 量	1,612,000m ³
残 余 容 量	341,772m ³ ※令和6年4月見込量

イ 市外搬出(大阪湾広域臨海環境整備センター)

焼却施設から出る残渣の一部を下記の処理場に埋立の処分委託をする。

施 設 の 概 要	
施 設 名	大阪湾広域臨海環境整備センター
所 在 地	神戸市東灘区向洋町地先(神戸沖処分場)
埋め立て方法	海洋埋め立て方式(管理型)

ウ 最終処分量

(単位:t)

処理区分		計画埋立量
場 内 埋 立	焼 却 残 渣	7,408
	直 接 埋 立	901
	破碎不燃物	47
海 洋 埋 立 (市外搬出)		4,098
合 計		12,454

3 生活排水処理編

(1) 基本方針

下水道人口普及率を100%に近づけていくことを目標に公共下水道の整備を進めながら、し尿・浄化槽汚泥等については現在の収集運搬体制と下水道の終末処理施設での処理を維持していくとともに、浄化槽の適正な維持管理の啓発・指導により「公共用水域の水質保全による安全で快適なうるおいのあるまち・あかし」を目指す。

(2) 生活排水処理形態の推移

公共下水道の普及に伴い、し尿汲取り便槽及び浄化槽等の利用者数は減少傾向を辿っており、令和7年度は下表の基数を見込んでいる。

(単位:基数)

項目\年度(当初)	令和5年度	令和6年度	令和7年度(見込)
合併浄化槽	196	189	187
みなし浄化槽	925	893	878
し尿汲取り便槽	584	545	512

(3) 収集・運搬計画

し尿については、本市全域の収集運搬業務の委託契約をした2社が収集運搬を行う。
浄化槽汚泥等については、浄化槽管理者と個別の契約した許可業者が、定期的に保守点検、清掃及び収集運搬を行う。

(単位:kL)

項目\年度	令和5年度	令和6年度(見込)	令和7年度(見込)
し尿	1,272	1,250	1,230
浄化槽汚泥※	1,978	1,902	1,830
合計	3,250	3,152	3,060

※ し尿混じりのビルピット汚泥及びディスポーザー排水処理システムから発生する汚泥を含む。

(4) 処理計画

し尿および浄化槽汚泥ともに、平成23(2011)年4月から行っている、公共下水道の終末処理施設での処理を継続する。

終末処理施設の概要	
施設名	二見浄化センター
所在地	明石市二見町南二見3
処理方式	標準活性汚泥法
処理能力	58,500m ³ /日

4 委託・許可業者一覧

(1) ごみ収集運搬業務委託業者

業 者 名	所 在 地
(有)明石環境開発	明石市大久保町八木606-2
(有)明石浚渫興業	明石市魚住町清水2400-9
(有)新栄	明石市魚住町西岡1018-5
(有)東播清掃	明石市魚住町金ヶ崎679-3
阪神連合清掃(株)	明石市和坂1丁目3-41
(有)毎日清掃	明石市大久保町大窪899-5

(2) 一般廃棄物処理業許可業者(市内事務所)

業 者 名	所 在 地
(有)明石清掃	明石市大久保町松陰1127-41
魚住産業(株)	明石市魚住町錦が丘4丁目8-2
金澤産業(株)	明石市太寺3丁目5-8
木村工業(株)	明石市大久保町ゆりのき通1丁目5-17
三和美研(有)	明石市相生町2丁目8-17
(株)杉野興業	明石市二見町西二見駅前3丁目93
(株)ミキクリーン	明石市大久保町大窪1372-1
(有)西神清掃	明石市魚住町長坂寺1355-9
田路興産(有)	明石市相生町2丁目8-17
(有)明進清掃	明石市大久保町松陰62-3
(有)明宝商会	明石市旭が丘5-8
(有)明和興業	明石市硯町1丁目7-10

(3) 限定許可業者(感染性のない実験動物の死体及び糞並びにマットに限る。)

業 者 名	所 在 地
(株)猪名川動物霊園	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷51-2

(4) し尿収集運搬委託業者

業 者 名	所 在 地
阪神連合清掃(株)	明石市和坂1丁目3-41
(有)平野興業	明石市大久保町松陰305-6

(5) 浄化槽清掃業許可業者

業 者 名	所 在 地
(有) S I C	加古川市加古川町備後296
菊 水 工 業 (株)	神戸市中央区中山手通7丁目3-4
(株)阪神水道衛生社	神戸市中央区大日通4丁目2-6
阪 神 連 合 清 掃 (株)	明石市和坂1丁目3-41
(有) 平 野 興 業	明石市大久保町松陰305-6

(6) その他の業者

業 務 名	業 者 名
紙類・布類の再資源化 (行政回収)	(有)アルミック徳原
	(株)池田 加古川支店
	上野紙料(株) 明石支店
	大本紙料(株)
紙類の再資源化 (Taco 箱)	上野紙料(株) 明石支店
廃食用油の再資源化	(株)レボインターナショナル
小型電子機器等の再資源化	(株)イー・アール・ジャパン
ハブラシリサイクル	高六商事(株)
屋 外 一 斉 清 掃	(有)新栄
小動物の死体収集	田路興産(有)
小動物の死体焼却	(株)猪名川動物霊園
粗大ごみ受付センター	(株)マインズ
資 源 ご み 再 生 処 理	無色びん・茶色びん
	ガラスカレット
	パ ッ ト ボ ト ル
(公財)日本容器包装リサイクル協会	
金属類売却 (アルミ缶等の有価物)	遠東石塚グリーンペット(株)
機密書類の再資源化	半期ごとに、競争入札等の契約に必要な事務を経て、適正に売却
焼却灰のセメント原料化	兵庫運輸(株)
破 碎 選 別	(公財)ひょうご環境創造協会
ご み の 焼 却	川崎重工業(株)
	日鉄環境エネルギーソリューション(株)

最 終 処 分	シバタ工業(株)
	大阪湾広域臨海環境整備センター
搬 入 検 査	(一社)明石市シルバー人材センター

※その他の業者は、年度開始前準備行為に係る契約予定者を含む